

社会福祉法人昭隆会役員等報酬及び費用弁償規程

平成 14 年 4 月 1 日

昭隆会規程第 7 号

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人昭隆会（以下「当法人」という）定款第 8 条および第 2 1 条の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第 2 条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第 3 条 役員等の費用弁償は、別表に定めるとおりとする。

(補則)

第 4 条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第 5 条 この規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年 5 月 27 日規程第 2 号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年 6 月 27 日規程第 1 号)

この規程は、公布の日から施行する。

別 表

鉄道賃・船賃・ 航空賃	車賃 (1 kmにつき)	日当 (1 日につき)	宿泊料 (1 夜につき)	食事料 (1 夜につき)
現に支払った旅 客運賃による	3 7 円	3, 0 0 0 円	1 4, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円